平成27年11月12日判決言渡 名古屋地方裁判所 平成26年(行ウ)第136号 難民不認定処分取消等請求事件

(省 略)

主

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 法務大臣が平成23年11月14日付けで原告に対してした難民の認定をしない処分を取り消す。
 - 2 名古屋入国管理局長が平成23年11月21日付けで原告に対してした出入

国管理及び難民認定法 6 1 条の 2 の 2 第 2 項による在留特別許可をしない旨の処分が無効であることを確認する。

3 名古屋入国管理局主任審査官が平成23年12月13日付けで原告に対して した退去強制令書発付処分が無効であることを確認する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、ネパール連邦民主共和国(以下「ネパール」という。)の国籍を有する原告が、①法務大臣から平成23年11月14日付けで難民の認定をしない処分(以下「本件難民不認定処分」という。)を、②法務大臣から権限の委任を受けた名古屋入国管理局長(以下、名古屋入国管理局を「名古屋入管」といい、名古屋入国管理局長を「名古屋入管局長」という。)から同月21日付けで出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)61条の2の2第2項に基づく在留特別許可をしない旨の処分(以下「本件在特不許可処分」という。)を、③名古屋入管主任審査官から同年12月13日付けでネパールを送還先とする退去強制令書発付処分(以下「本件退令発付処分」という。)を、それぞれ受けたことから、本件難民不認定処分の取消し並びに本件在特不許可処分及び本件退令発付処分の無効確認を求めた事案である。
- 2 前提事実(当事者間に争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨に より容易に認められる事実)
 - (1) 原告の身分関係等

原告は、昭和 \triangle 年(\triangle \triangle \triangle 4年) \triangle 月 \triangle 日にネパールにおいて出生したネパール国籍を有する外国人男性である。(\triangle 1)

(2) 原告の入国及び在留状況

ア 原告は、平成12年9月19日、在留資格を「短期滞在」、在留期間を「90日」とする上陸許可を受け、本邦に上陸した。(乙1ないし3)

イ 原告は、その後、在留期間の更新又は変更を受けることなく、上記アで許可された在留期限である平成12年12月18日を超えて、本邦に不法残留した。(乙

2)

(3) 原告の難民認定申請手続の経緯

ア 原告は、平成23年7月7日、名古屋入管において、難民認定申請(以下「本件難民申請」という。)をした。(乙20)

イ 法務大臣から権限の委任を受けた名古屋入管局長は、平成23年10月20 日、原告の仮滞在を許可しない旨の処分をし、同月24日、原告にその旨を通知した。(乙21)

ウ 法務大臣は、平成23年11月14日付けで、本件難民申請について、本件 難民不認定処分をし、同月22日、これを原告に通知した。(乙23)

エ 法務大臣から権限の委任を受けた名古屋入管局長は、平成23年11月21 日付けで、入管法61条の2の2第2項に基づく在留特別許可をしない旨の本件在 特不許可処分をし、同月22日、これを原告に通知した。(乙24)

オ 原告は、平成23年11月22日、法務大臣に対し、本件難民不認定処分について異議を申し立てるとともに(以下「本件異議申立て」という。)、同日、口頭での意見の陳述及び審尋を申し立てた。(乙25, 26)

カ 名古屋入管局長は、平成23年11月28日、本件異議申立てを大阪入国管理局(以下「大阪入管」という。)に事件移送した。(乙27)

キ 大阪入管難民調査官は、平成25年12月19日、本件異議申立てについて、 口頭意見陳述及び審尋を実施した。(乙33)

ク 法務大臣は、平成26年6月6日、本件異議申立てについて、棄却する旨の 決定をし、同年7月4日、これを原告に通知した。(甲2、乙34)

(4) 退去強制手続の経緯等

ア 原告は、平成23年7月7日、名古屋入管に出頭し、不法残留の事実を申告 した。(乙5)

イ 名古屋入管入国警備官は、平成23年10月24日、原告に対し、名古屋入 管主任審査官から発付を受けた収容令書を執行して、原告を名古屋入管収容場に収 容し、原告を名古屋入管入国審査官に引き渡した。(乙8,9)

ウ 名古屋入管入国審査官は、原告に対する審査を実施した結果、平成23年1 1月25日、原告が入管法24条4号ロ(不法残留)に該当し、かつ、出国命令対 象者に該当しない旨認定し、これを原告に通知した。これに対し、原告は、同日、 口頭審理の請求をした。(乙10ないし12)

エ 名古屋入管特別審理官は、平成23年12月8日、原告に対する口頭審理を 実施した結果、上記ウの認定に誤りがない旨判定し、これを原告に通知した。これ に対し、原告は、同日、法務大臣に対し、異議の申出をした。(乙13ないし15)

オ 法務大臣から権限の委任を受けた名古屋入管局長は、平成23年12月13 日付けで、上記工の異議の申出には理由がない旨の裁決(以下「本件裁決」という。) をし、同日、これを名古屋入管主任審査官に通知した。(乙16,17)

カ 名古屋入管主任審査官は、平成23年12月13日、原告に対し、本件裁決 を通知するとともに、同日付けで、ネパールを送還先とする退去強制令書(以下「本件退令」という。)を発付する旨の本件退令発付処分をした。(乙18,19)

キ 名古屋入管入国警備官は、平成23年12月13日、本件退令を執行して、 原告を引き続き名古屋入管収容場に収容した。(乙19)

ク 原告は、平成24年3月14日、入国者収容所大村入国管理センターに移収 された。(乙19)

ケ 原告は、平成24年12月10日、仮放免された。(甲1、乙19)

(5) 本件訴えの提起

原告は、平成26年12月11日、本件訴えを提起した。(顕著な事実)

- 3 争点
- (1) 本件難民不認定処分の適法性(争点1)
- (2) 本件在特不許可処分の無効事由の有無(争点2)
- (3) 本件退令発付処分の無効事由の有無(争点3)
- 4 争点に関する当事者の主張

(1) 本件難民不認定処分の適法性(争点1)

(原告の主張)

ア 下記イないしエの事情に照らせば、原告は、政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるから難民に当たる。したがって、本件難民不認定処分は違法である。

イ 原告は、ネパールの a において英語教師として稼働していた平成11年(1999年)12月頃、喫茶店でお茶を飲んでいたところ、突然見知らぬ男性から、マオイスト(ネパール共産党毛沢東主義派)に入党しないのであればお前にどんなことでもできるなどと言われ、さらに、マオイストとして活動するよう求める旨の手紙を渡された。しかし、原告がマオイストに入党せずにいたところ、平成12年(2000年)1月頃、仕事から帰宅する途中、原告は、五、六人のマオイストに囲まれ、車でジャングルまで連行され、そこで銃を突き付けられ、マオイストに入党するよう脅迫された。原告は、マオイストに入党しなければ殺されてしまうと考えたため、a からネパールの首都であるカトマンズ市に逃れ、その後、マオイストからの迫害から逃れるために平成12年9月19日に来日した。

ウ 原告の母は、平成17年(2005年)頃、家族が外国に行っていることを理由としてマオイストから金を差し出すよう要求されて2万5000ネパールルピー(以下、単に「ルピー」という。)を支払った。さらに、原告の母は、平成23年(2011年)秋頃、マオイストの青年組織である A (以下「A」という。)から、原告が日本にいることを理由として2万ルピーを支払うよう要求された。

エ ネパール政府は、マオイストがその反対勢力に対する暴力的活動を継続していることについて有効な抑制ができておらず、迫害対象者に効果的な保護を与えられていない状況にある。

(被告の主張)

ア 難民の定義等

難民の定義における「迫害」とは、通常人において受忍し得ない苦痛をもたらす

攻撃ないし圧迫であって、生命又は身体の自由の侵害又は抑圧を意味する。また、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」というためには、当該人が迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いているという主観的事情のほかに、通常人が当該人の立場に置かれた場合に迫害の恐怖を抱くような客観的事情が存在していることが必要である。

そして、難民の地位に関する条約(以下「難民条約」という。)1条A(2)が規定する「国籍国の保護を受けることができないもの」という要件は、迫害の主体が私人である場合には、国籍国政府がその私人による違法な暴力行為を放置・助長しているというような特別の事情が認められない限り、「国籍国の保護を受けることができないもの」に当たらず、難民該当性を基礎付けることはできない。

イ 難民該当性の立証責任,立証の程度等

難民条約には、難民の認定手続についての規定がなく、この点については締約国の立法政策に委ねられているところ、入管法61条の2第1項、入管法施行規則55条1項の文理に加え、難民の認定処分は授益処分の性質を有すること、さらに、難民該当性を基礎付ける諸事情は、事柄の性質上、それを直接体験した申請者こそが最もよく知ることのできる立場にあること等に照らすと、申請者が難民であることについての立証責任を負うと解すべきである。

民事訴訟における証明とは、裁判官が事実の存否について確信を得た状態をいい、 合理的な疑いをいれることができないほど高度の蓋然性があるものでなければならず、通常人なら誰でも疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を持ち得ることが必要であると解される。行政事件訴訟に関しては、行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)に定めがない事項については民事訴訟の例による(行訴法7条)から、民事訴訟における証明の程度は、特別の定めがない限り、行政事件訴訟における実体上の要件に該当する事実の証明の程度についても当然に当てはまる。

難民の認定については, 難民条約や入管法令に立証の程度を緩和する旨の規定が 存しない以上, 難民であることを基礎付ける事実の立証の程度は通常の民事訴訟に おける一般原則に従うべきであり、本件難民不認定処分の取消訴訟においては、申 請者である原告において、自己が難民であることを基礎付ける事実の存在について、 合理的な疑いをいれない程度の証明をしなければならないと解すべきである。

- ウ 原告の難民該当性について
- (ア) 迫害のおそれの有無について
- a 後記bないしeの事情に照らせば、原告に迫害のおそれがあるとはいえないから、原告は難民に該当しない。
- b マオイストによる脅迫等に関する原告の供述には主要部分につき変遷がみられるから、これを信用することはできない。また、原告がマオイストからの脅迫を立証する証拠として提出した文書の記載内容等はいずれも極めて不自然であり、信用性は認められない。
- c 原告は政治的意見を有していないに等しいというべきであるから、原告がマ オイストから政治的意見を理由として敵視されていたとは認められない。
- d 原告が、本件難民申請をしたのは、本邦に入国してから約10年9か月が経過した平成23年(2011年)7月7日であって、その間、関係官署に庇護を求めることなく、不法就労を行って得た収入をネパール在住の母に送金するなどしていたというのであり、これらの原告の一連の行動によれば、自己の生命・身体に関わる迫害の恐怖を抱いていた者のとる行動として、不自然・不可解というほかない。
- e 原告の母がマオイストから多額の現金を要求された旨の原告の供述は、献金 の額及びその時期等の供述が大きく変遷しており、信用性が認められない。
 - (イ) 迫害主体と国籍国の保護について

難民に該当すると認められるためには、迫害の主体が国籍国の政府そのものであるか、そうでない場合には、政府が当該迫害を知りながらこれを放置ないし助長するような特別の事情が必要であるところ、本件難民不認定処分当時、ネパール政府が、マオイストによる違法な暴力行為を放置ないし助長していたとは認められない。したがって、原告は、国籍国の保護を受けることができる者であるから、難民には

該当しない。

(ウ) 小括

前記(ア)及び(イ)のいずれの点からしても、原告は、難民に該当しない。したがって、本件難民不認定処分は適法である。

(2) 本件在特不許可処分の無効事由の有無(争点2)

(原告の主張)

前記(1)のとおり、原告は難民に該当するから、本件在特不許可処分は、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法があり、無効である。

(被告の主張)

ア 在留特別許可に係る法務大臣及びその権限の委任を受けた地方入国管理局長 (以下「法務大臣等」という。)の裁量の範囲は、極めて広範なものであり、在留 特別許可をしないという法務大臣等の判断が裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当 たるとして違法と評価されるのは、その判断が在留特別許可の制度を設けた法の趣 旨に明らかに反するような特別な事情がある場合に限られるというべきである。

イ その上,行政処分が無効であるというためには,当該処分に重大かつ明白な 瑕疵が存在しなければならず,その瑕疵が明白であるか否かは,処分の外形上,客 観的に瑕疵が一見して看取し得るか否かにより決せられる。そして,原告において, 行政処分が違法であり,かつ,その違法が重大かつ明白であることを主張立証する 必要がある。

ウ 原告は,前記(1)のとおり,難民に該当せず,また,退去強制対象者に該当 する。したがって,本件在特不許可処分は,適法で有効である。

(3) 本件退令発付処分の無効事由の有無(争点3)

(原告の主張)

前記(1)のとおり、原告は難民に該当するから、ネパールを送還先としてされた 本件退令発付処分は無効である。

(被告の主張)

原告は本件裁決の適法性について争っていないと解され、本件裁決が適法である以上、本件退令発付処分も適法となる。さらに、前記(1)のとおり、原告は難民に該当しないから、原告の国籍国であるネパールを送還先とする本件退令発付処分は難民条約33条1項に違反しない。

したがって, 本件退令発付処分は, 適法で有効である。

第3 当裁判所の判断

- 1 本件難民不認定処分の適法性(争点1)について
- (1) 入管法 2 条 3 号の 2 は、同法における「難民」の意義について、難民条約 1 条の規定又は難民の地位に関する議定書(以下「難民議定書」という。) 1 条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいうと規定しているところ、難民条約 1 条 A(2)、難民議定書 1 条 1 及び 2 によると、難民とは、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」をいうものとされている。

そして、上記の「迫害」とは、通常人にとって受忍し得ない苦痛をもたらす攻撃 又は圧迫であって、生命又は身体の自由の侵害又は抑圧をもたらすものを意味し、 上記の「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」という ためには、その者が主観的に迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いているだ けでなく、通常人がその者の立場に置かれた場合に迫害の恐怖を抱くような客観的 事情が存在していることが必要であると解するのが相当である。

また,難民の認定における立証責任については,「法務大臣は申請者の提出した 資料に基づき難民の認定を行うことができる」旨を定める入管法61条の2第1項 の文理に加え,難民の認定処分が侵害処分ではなく,いわゆる授益処分であること をも勘案すると,申請者側(原告)にあるというべきである。そして,その立証の 程度については,民事訴訟の例により(行訴法7条),高度の蓋然性を要すると解 するのが相当であり、これを緩和すべき法的根拠は見当たらない。

(2) そこで、以上の見地から、原告が難民に該当するかどうかについて検討する に、前記前提事実に、掲記の証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の各事実が認 められる。

ア ネパールの一般情勢等

- (ア) ネパールにおいては、昭和26年(1951年),トリブバン国王が王政復古を果たして立憲君主制を採用した。その後、平成2年(1990年)には、ビレンドラ国王の下で、主権在民などを定めた新憲法が公布され、平成3年(1991年)には、複数政党制に基づく総選挙が行われた。その結果、ネパール会議派(コングレス党)政権が成立し、以来、複数政党による政権交代が繰り返された。(乙35)
- (イ)統一共産党から分裂したマオイストは、平成8年(1996年)、武装闘争を開始した。ネパール政府は、平成13年(2001年)以降、マオイストに停戦を呼び掛け、同年8月末に政府代表団とマオイストとの会談が実施されたが、マオイストは、同年11月に政府との対話を打ち切り、国内各地で攻撃を再開した上、「ネパール解放軍」の結成を宣言するなどした。これに対し、国王は、同月26日、憲法に基づいて非常事態宣言を発令し、国軍を中心としてマオイストの掃討作戦に乗り出した。その後、ネパール政府は、平成15年(2003年)1月にマオイストとの停戦合意を成立させたが、同年8月、マオイストが一方的に停戦破棄を発表したことから、マオイストをテロリストに指定し、国軍による掃討作戦を再開した。(乙35ないし39)
- (ウ) ギャネンドラ国王は、平成17年(2005年)2月1日、全国に非常事態宣言を発し、直接統治を開始したが、主要7政党による抗議が激化したことを受けて、平成18年(2006年)4月、民政復活を表明して下院の復活を宣言した。同月28日、下院議会が再開され、同月30日、ネパール会議派(コングレス党)のコイララ党首が首相に就任し、同年5月18日、ネパール史上初めて、国王に代

わって議会が国権の最高機関とされた。また、ネパール政府は、同月3日、マオイストに対するテロリストの指定を解除するとともに、マオイストと停戦することを決めた。これを契機として、ネパール政府とマオイストによる和平交渉が行われ、同年7月、ネパール政府は、国際連合に対して支援要請の書簡を発出し、国際連合が和平プロセスに関与していく方向が定まった。ネパール政府とマオイストは、同年11月8日、「恒久平和の実現に向けた合意文書」に署名し、平成19年(2007年)6月半ばに予定されていた制憲議会選挙の実施等のために、国際連合が国軍及びマオイストの武器管理の監視を行うこと等に合意した。そして、平成18年(2006年)11月21日、コイララ首相とマオイストの最高指導者であるプシュパ・カマール・ダハール議長(通称プラチャンダ。以下「プラチャンダ」という。)とは、恒久的な停戦、マオイストによる武器の使用や住民に対する金品強要の禁止等を盛り込んだ包括的和平協定を締結した。さらに、プラチャンダは、選挙の結果、王制廃止が否定されても、武装闘争には戻らない旨明言した。(乙35、36、40ないし42)

(エ) 平成19年(2007年)1月15日,暫定憲法が公布され,マオイストを含む暫定議会が発足し、同年4月1日には、マオイスト5閣僚を含む暫定政府が発足した。同年5月9日、A がダーン・デウクリ郡下で警官隊と衝突すると、マオイスト議長のプラチャンダは、同月10日、同事件を遺憾とし、同党関係者の処分を約束した。マオイストは、同年9月18日、連立政権から離脱したが、プラチャンダは、同年12月25日、「(マオイストは)絶対に武力闘争に戻らない。(マオイストが行ってきた恐喝等の暴力行為について)市民を強制的に従わせることのないよう指示を出した。」旨の表明をした。平成20年(2008年)4月10日、制憲議会選挙が実施され、マオイストが第1党となった。制憲議会は、同年5月28日、連邦民主共和制への移行を宣言し、約240年間続いた王制は廃止された。その後、プラチャンダは、同年8月15日、制憲議会において首相に選出され、同月31日に連立内閣を発足させた。そして、同年11月16日、制憲議会において

新憲法制定に向けた作業日程が可決された。(乙36,43,45,46,弁論の 全趣旨)

- (オ) 平成21年(2009年)5月,マオイスト兵の国軍への統合問題をめぐる対立から、プラチャンダ首相が辞任し、統一共産党のマダブ・クマール・ネパールが新首相に選出されたため、マオイストは与党を離脱して野党に下った。マオイストは、平成22年(2010年)5月、憲法制定作業に対する政府の取組が遅れていることを理由として強制ゼネストを行う旨表明したが、党内外からの批判を受けたため、強制ゼネストを中止した。その後、ネパール首相が同年6月に辞任し、同年7月から同年11月まで計17回の首相選挙が実施されたものの、主要政党間での合意が得られず、首相を選出することができなかったが、平成23年(2011年)1月、首相選挙の手続に関する議会規則が改定され、同年2月に新たに実施された首相選挙において、マオイストも支持した統一共産党のカナル委員長が首相に選出された。同年8月、カナル首相は辞任し、マオイストのバッタライ副委員長が首相選挙で過半数の支持を得て首相に選出された。(乙35、36)
- (カ) 平成23年(2011年)11月1日,マオイスト,統一共産党及びコングレス党の主要3政党の間で,軍の統合問題に関する合意が締結され,同合意により,1万9000名を超える元マオイスト兵は,①国軍への統合を希望する者,②社会復帰プログラムを希望する者,③退職金の支払による自主除隊を選ぶ者の3グループに分けられた。同合意では、マオイストが紛争中に占拠した家や土地などを持ち主に返却すること、Aを解体し、Aが占拠している建物や土地から撤退することも決められた。(乙36,47)
- (キ) 米国は、平成24年(2012年)9月6日、マオイストをテロ組織リストから除外した旨を発表した。(乙52)
- (ク) 平成24年(2012年)9月23日,ネパール国軍の発表によると,合計1388名の元マオイスト兵が選定試験に合格し,国軍に統合されることとなり,同年11月21日には,元マオイスト兵1462名が,国軍に正式に入隊した。(乙

53, 54)

- (ケ) 平成25年(2013年)3月13日,マオイスト,統一共産党,コングレス党及びマデシ連合政党の主要4政党は,最高裁長官を首相とする選挙管理内閣の形成を含む11項目について合意し,同月14日,レグミ最高裁長官を首相とする3名の選挙管理内閣が発足した。(乙56)
- (コ) 平成25年(2013年) 11月19日, 第2回制憲議会選挙が実施され, 平成26年(2014年) 1月, 制憲議会が開会した。(乙57)
- (サ) カナダ移民難民局のウェブサイトによれば、ネパールでは、あらゆる文書を 不正な手段で入手することが可能であり、このような不正な手段により取得された ものが横行している旨報告されている。(乙69)
 - イ 原告に関する個別的事情等
 - (ア) 本邦入国に至る経緯等
- a 原告は、昭和▲▲年 (▲▲▲▲年) ▲月▲日、バグマティ県カトマンズ市において、ネパール人の父母の間に第1子として出生し、兄弟はいない。原告は、幼少時に b 県 c 郡に転居し、 c 郡の中心都市である a の小学校、中学校、高校を卒業後、 a 所在の大学で英語を専攻していたが中退し、その後は平成12年(2000年)3月頃まで英語教師として稼働していた。(甲15、乙7、11、22、原告本人)
- b 原告は、支持する政党はなく、政治活動を行ったことはないし、ネパール政府に敵対する団体に属していたこともない。また、原告や原告の家族は、本国において、逮捕、収容、暴行等を受けたことはない。(乙20,22)
- c 原告は、ブローカーから日本へ行くことを勧められたため、本邦に入国することを考えるに至り、日本円に換算すると約100万円の手数料を支払い、平成12年(2000年)6月にネパール政府から旅券の発給を受け、本邦の査証を取得した。なお、旅券の取得に困難を来すようなことはなかった。(乙22,原告本人)
 - d 原告は、平成12年(2000年)9月18日、ネパールを出国し、タイ王

国のバンコクを経由し、同月19日、在留資格を「短期滞在」、在留期間を「90日」とする上陸許可を受けて本邦に上陸した。原告は、入国手続の際、入管の職員に対し、迫害を受けている旨を申し出たり、庇護を求めたりすることはなかった。 (乙20、弁論の全趣旨)

(イ) 本邦での在留状況等

原告は、本邦入国後、ブローカーから紹介を受けたネパール人に連絡し、就労先として静岡県浜松市内の製材所を紹介され、同所で木材加工員として約1年間稼働した。その後、原告は、平成13年(2001年)10月頃に愛知県豊田市に移り、土木作業員のアルバイトをするなどして稼働した。原告は、不法就労によって得た収入から、ブローカーへ手数料を支払うために借りた金員を返済したほか、原告の母が病気になった際に20万ルピーを送金した。原告は、本邦入国後、政治活動やマオイストから迫害を受けるような活動に関与したことはなく、本件難民申請をするまでの間、ネパール以外の在日本大使館や、国連の機関に庇護を求めたこともなかった。(甲15, 乙7, 11, 13, 22, 原告本人)

(ウ) 本件難民認定申請手続における原告の供述経過等

a 原告は、本邦に入国してから約10年9か月が経過した平成23年7月7日、名古屋入管に出頭し、不法残留の事実を申告するとともに、法務大臣に対し、本件難民申請をした。その際、原告が提出した難民認定申請書(乙20。以下「本件申請書」という。)には、「迫害を受ける理由は何か」という質問に対して「政治的意見」の回答欄に印がされていたほか、「迫害を受ける具体的な理由、根拠は何か」という質問に対しては、私は B と呼ばれるグループに反対していたが、彼らは彼らのグループに参加することを強制し、もし従わなければ私を殺すつもりであった旨の記載がされていた。また、「あなたは迫害を受ける理由により逮捕、抑留、拘禁その他身体の拘束や暴行等を受けたことがあるか」という質問には、「はい」の回答欄に印がされ、B から、5時間にわたり、ジャングルで彼らのグループへ参加するよう強制された旨が記載されていたが、銃を突き付けられて脅迫された旨の

記載はなく、喫茶店でマオイストから入党するように求められ、入党を求める手紙 を渡された旨の記載もされていなかった。(乙20)

b 原告は、平成23年11月1日、難民調査官による調査を受けた。その際、 原告は、政治的意見を理由とする迫害として、平成11年(1999年)12月頃、 喫茶店でお茶を飲んでいたところ、40歳くらいの見知らぬ男から、マオイストに 入党しなければ我々はお前にどんなことでもできるなどと言われ、また、平成12 年(2000年)3月には、「入党しないときは、我々はお前にどんなことでもす ることができる。」という脅し文句が入った手紙を渡された旨を述べた。さらに、 原告は、政治的意見を理由とする迫害として、同年1月頃、五、六人の男たちに囲 まれ、車に乗るように言われて彼らの車に約1時間乗せられ、下車後更に20分程 度歩かされてジャングルに連れて行かれた上、教師を辞めてマオイストに入党する ように何度も言われ、言うことを聞かなければどうなるかわかっているだろうなど と約30分間脅され、腕を少し引っ張られたが、暴行は受けていない旨を述べたが、 その際に男たちから銃を突き付けられた旨の供述はしていない。そして,原告は, 脅迫を受けた後の経緯について、マオイストから逃れるためには外国へ行くしかな いと考えてカトマンズ市に行き、ブローカーに外国へ行く手はずが整ったら連絡を するように依頼して、 a 市に戻り、英語教師の仕事を1か月余り続けて、同年3月 に退職してカトマンズ市に戻った旨を述べた。また、原告は、平成20年(200 8年)頃、母から、母がマオイストから10万ルピーを献金するよう要求され、4 万ルピーを支払ったと聞いた旨を述べたが、母が平成17年(2005年)頃にマ オイストから献金を要求されて2万5000ルピーを支払った旨の供述はしていな い。(乙22)

c 原告は、平成23年11月25日、入国審査官による違反審査を受けた。その際、原告は、不法残留について、「ネパールに帰国しないといけないということは、頭をよぎったけど、借金があるので、帰国は不可能だと思ったのです。」と述べた。((Z11)

d 原告は、本件異議申立て後に、自らの申請を裏付ける資料として、①平成23年(2011年)11月15日付け「関係当事者殿」と題する書面(乙29)、②平成24年(2012年)3月27日付け「関係者各位」と題する書面(乙31)、③平成15年(2003年)12月11日付け領収書(乙30)等を提出した。このうち、①「関係当事者殿」と題する書面の作成名義人は「 c 地区の警察署」の「警察本部長(警部) C 」であり、②「関係者各位」と題する書面の作成名義人は「 d 市役所」の「役員 D 」となっており、いずれにも、ネパール歴2056年(西暦1999年)に発生した政治運動の事情により原告が来日したことなどおおむね同じ内容が記載されていた。原告はこれらの書面について、本件難民申請後に母に依頼して入手したと供述している。なお、①「関係当事者殿」と題する書面には、原告が来日した日が平成12年(2000年)9月19日であるところ、西暦2000年10月3日に来日したと記載されている。(乙33、原告本人)

e 原告は、自らの申請を裏付ける資料として提出した平成25年(2013年) 10月12日付け陳述書において、平成11年(1999年) 12月頃、喫茶店において、見知らぬ男から、マオイストへの入党を要求されるとともに、封筒に入れた手紙を渡されたこと、その手紙には、「自分たちのルールに従うように。一緒にマオイストとして活動をしよう。」と書かれていた旨を記載し、また、平成12年(2000年) 1月頃に受けた迫害について、五、六人のマオイストに囲まれて車に乗せられジャングルに連れて行かれたが、彼らのうち3人ぐらいが背中に長い銃を背負っており、ジャングルでそのうちの一人から銃を突き付けられた旨を記載した。(乙32)

f 原告は、平成25年12月19日に行われた口頭意見陳述・審尋期日において、平成11年(1999年)12月に喫茶店でお茶を飲んでいた際、マオイストに入党するよう要求されるとともに手紙を受け取ったこと、手紙には「問題をともに解決していこう」というスローガンが記載され、他にもたくさん書かれていたが

覚えていない旨を述べ、手紙を受領した場所等の供述についての変遷の理由について、供述調書については当時きちんと供述できたかどうか分かりませんなどと述べるにとどまった。そして、母がマオイストに対して行った献金について、領収書を受け取った2万5000ルピーのほかに、別途4万ルピーを支払っているが、それについては領収書を紛失しており提出できない旨を述べた。(乙33)

g 原告は、平成27年9月3日に実施された本人尋問において、脅迫を受けた後の経緯について、マオイストからの脅迫を2回受けた後に、カトマンズ市に行ったが、その後少なくとも2週間程度aに戻ったと供述した。(原告本人)

(エ) 原告の家族の状況等

aには、原告の母が在住している。原告は、月に二、三回、母に電話をしており、現在も交流がある。(甲15、原告本人)

(3) 前記(2)で認定した事実を前提として、原告が難民に該当するか否かについて検討する。

ア 原告は、ネパールに帰国すると、政治的意見を理由に、マオイストから迫害を受けるおそれがある旨主張し、自らの主張を裏付ける事情として、①平成11年(1999年)12月頃、喫茶店でお茶を飲んでいたところ、突然見知らぬ男性から、マオイストに入党するよう要求され、手紙を渡されたこと、②平成12年(2000年)1月頃、原告は、五、六人のマオイストに囲まれてジャングルまで連行され、銃を突き付けられてマオイストに入党するよう脅迫されたこと、③原告の母が、平成17年(2005年)頃、マオイストから家族が外国に行っているG族は金を差し出せと要求され、2万5000ルピーを支払い、さらに、平成23年(2011年)秋頃、Aから息子が日本にいることを理由に2万ルピーを支払うよう要求されたことを主張し、原告の陳述書(甲15)、難民認定申請書(乙20)、名古屋入管難民調査官作成に係る原告の供述調書(乙22)、異議申立てに係る申述書(乙28)、原告の平成25年10月12日付け陳述書(乙32)、口頭意見陳述・審尋調書(乙33)及び原告本人尋問中には、原告の上記各主張に沿うかの

ような供述記載部分等が存在する。

イ しかしながら、前記(2)で認定した事実によると、①原告は、難民調査官の 調査の際には,平成11年(1999年)12月頃に喫茶店でマオイストに入党す るよう要求され、平成12年(2000年)3月になって「入党しないときは、我 々はお前にどんなことでもすることができる。」という脅し文句が入った手紙を受 け取ったと供述しており、喫茶店で手紙を受け取ったとの供述をしていなかったに もかかわらず、平成25年10月12日付け陳述書においては、喫茶店で「自分た ちのルールに従うように。一緒にマオイストとしての活動をしよう。」と書かれた 封筒入りの手紙を渡された旨記載し、同年12月19日に実施された口頭意見陳述 ・審尋期日では、喫茶店で受け取った手紙には「問題をともに解決していこう」と いうスローガンが書かれていたが、それ以外の記載内容を覚えていない旨供述して いるのであって、手紙を受け取った場所、受け取った時期、手紙の内容という主要 部分につきこのように供述等が変遷していることは、不自然、不合理というほかは ない。また、②原告は、平成12年(2000年)1月頃に受けた脅迫について、 難民認定申請書や難民調査官の調査においては,銃を所持したマオイストに銃を突 き付けられた旨の記載や供述を行っていなかったが、平成25年10月12日付け 陳述書において初めて、五、六人のマオイストのうち3人が銃を所持しており、ジ ャングルでそのうちの一人に銃を突き付けられて脅迫された旨を述べており、マオ イストが銃を所持していたか、脅迫を受ける際に銃を突き付けられたか否かという、 原告にとって極めて重要な出来事についての供述等が変遷していることも、また不 自然というべきである。さらに、③原告は、原告の母がマオイストから金員の要求 を受け献金したことについて、難民調査官の調査においては、平成20年頃に4万 ルピーを献金した旨述べていたにもかかわらず、その後、献金したことを裏付ける 資料として、異議申立て後に、領収書の日付を平成15年(2003年)12月1 1日とし、金額を2万ルピーとする訳文を付した領収書(乙30)を提出し、さら に、平成25年10月12日には、平成17年に2万5000ルピーを支払ったと

して、日付を平成17年(2005年)1月9日とする訳文を付した上記領収書(乙32③)を提出したものである。そして、原告は、口頭意見陳述・審尋期日では、母はマオイストに対して2回にわたりそれぞれ4万ルピーと2万5000ルピーを献金しており、そのうち4万ルピーについては領収書を紛失した旨説明しているのであって、原告の母が献金した時期、金額及び支払った回数についての供述等がこのように二転三転していることは、極めて不自然であるというほかない。

ウ また,前記(2)で認定した事実によると,原告は,マオイストからの脅迫を2回受けて,出国したいと考えて一旦カトマンズ市に赴いたにもかかわらず,その後a市に戻って少なくとも2週間程度過ごしたというのであり,本邦に入国してからは約10年9か月間にわたって,関係官署に庇護を求めることなく,不法就労を行いながら漫然と不法残留を継続してきたというのであって,このような原告の一連の行動は,迫害から逃れるためにネパールを出国した人物のとる行動としてはおよそ緊迫感を欠くものであって,極めて不自然,不合理なものというほかはない。その上,原告は,入国審査官の違反審査の際,借金があるので帰国は不可能だと思った旨を述べ,現に,本邦入国後,不法就労を行い,得た収入から借金を返済したほか,母に20万ルピーを送金しているのであって,これらに鑑みると,原告の本邦入国の主たる目的は,本邦で稼働して収入を得るという経済的な動機に根ざしたものであったことがうかがわれるといわなければならない。

エ さらに、原告が自らの主張を裏付ける証拠として援用する①平成23年11月15日付け「関係当事者殿」と題する書面(乙29)及び②平成24年3月27日付け「関係者各位」と題する書面(乙31)については、前記(2)で認定したとおり、いずれの文書にも政治運動の事情により原告が来日した旨の記載がされているところ、原告はネパールで政治運動を行ったことがないというのであって、その内容に事実との食い違いがある上、上記①の文書については、原告が来日した日付にも誤りがあり、このような点に照らすと、これらの文書は真正に作成されたものであるのかについて疑いが残るものである。そして、上記各文書は、それぞれ発行

主体(作成名義人)が警察署と市役所と異なっており、発行日にも約4か月間の間隔があるにもかかわらず、文書の本文の記載内容がおおむね同じであるという点でも不自然なものである。しかも、上記各文書は、本件難民申請後に原告が母に依頼して入手したというのであり、その入手経緯の詳細が不明であることに加え、前記(1)で認定したとおり、ネパールにおいては、文書の偽造が横行していることが外国の政府機関から指摘されていることも併せ考慮すると、上記各文書の記載内容をそのまま文面通りに受け取ることはできない。さらに、原告が援用する領収書(乙30、32③)についても、前記のとおり訳文の内容に変遷がある上、その入手経緯の詳細が明らかではなく、これをそのまま文面通りに受け取ることはできない。

オ 以上を総合すると、本件難民不認定処分がされた平成23年11月14日当時、原告が、ネパールにおいて迫害を受けるおそれがあったと認めることはできないから、原告の難民該当性を肯認することはできず、本件難民不認定処分は適法である。

- 2 本件在特不許可処分の無効事由の有無(争点2)について
- (1) 法務大臣は、難民の認定の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするときであっても、当該在留資格未取得外国人の在留を特別に許可すべき事情があるか否かを審査し、当該事情があると認めるときは、その在留を特別に許可することができるものとされている(入管法61条の2の2第2項)。この在留特別許可の許否の判断は、法務大臣の広範な裁量に委ねられており、この点に関する法務大臣の判断が違法と評価されるのは、判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により、その判断が重要な事実の基礎を欠く場合、又は、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により、その判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかな場合に限られるというべきである。そして、このことは、法務大臣から権限の委任を受けた地方入国管理局長が許否の判断をする場合についても、何ら変わるところはない。
 - (2) 原告は、自らは難民であるにもかかわらず、在留特別許可を認めなかった処

分は無効である旨主張するが、前記1で説示したとおり、原告が難民に該当するということはできないから、原告の主張は、その前提を欠くものといわなければならない。そして、原告は、原告が難民であること以外に在留特別許可が付与されるべき事情を何ら主張しておらず、本件証拠を精査してみても、原告について、在留特別許可の許否の判断に当たって積極的に考慮すべき事情は見当たらない。

以上によれば、原告に在留特別許可を付与しないとした名古屋入管局長の判断につき、重要な事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるということはできないから、本件在特不許可処分は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものではなく、適法というべきである。

したがって、本件在特不許可処分が無効であるということはできない。

- 3 本件退令発付処分の無効事由の有無(争点3)について
- (1) 本件退令発付処分は、名古屋入管局長から本件裁決をした旨の通知を受けた 名古屋入管主任審査官が入管法49条6項に基づいてしたものであるところ、前記 前提事実によると、原告は入管法24条4号ロ(不法残留)に該当し、かつ、出国 命令対象者に該当しない外国人であることが明らかであるから、本件裁決は適法で あり、これを前提としてされた本件退令発付処分も適法というべきである。
- (2) もっとも、原告は、自らが難民に該当するから、ネパールを送還先としている本件退令発付処分は無効である旨主張する。

しかしながら、前記1で説示したところによれば、平成23年12月13日の本件退令発付処分の時点においても、原告が難民に該当するとは認められないから、原告にとって、ネパールが、入管法53条3項1号、難民条約33条1項所定の「特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の属する国」に当たるということはできない。

したがって、本件退令発付処分においてネパールを送還先としたことが、難民条約33条1項に違反するということはできない。

(3) 以上によると、本件退令発付処分は適法というべきである。

したがって、本件退令発付処分が無効であるということはできない。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は、いずれも理由がないからこれを棄却することとし、 訴訟費用の負担につき、行訴法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決 する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 市 原 義 孝

裁判官 平 田 晃 史

裁判官 西脇 真由子